

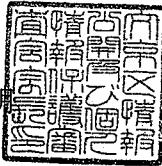
30文情運第2号
平成30年12月10日

文京区長 成澤廣修様



文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

会長 内山忠明



平成30年11月12日付30文總総第880号による平成30年度諮問第1号について、
次のとおり答申します。

答 申

1 諒問事項

被災者生活再建支援システム導入に伴う個人情報の本人以外収集について

2 審議会の結論

本件諮問に係る個人情報の本人以外収集について、実施することは妥当なものと認める。

3 理由

平成25年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部が改正され、区市町村に対し、罹災証明書の遅滞なき発行の義務付け及び被災者台帳の作成が規定された。

具体的には、実施機関は、災害発生時、家屋の被害調査を実施し、調査結果を固定資産台帳による家屋情報及び住民基本台帳による住民情報（以下「家屋情報等」という。）と結合しデータ化することで、罹災証明書を発行するとともに、罹災証明書の発行情報に基づき、被災者台帳を作成し、長期にわたり、継続的な被災者支援を行うものとされている。

そのため、災害の発生に備え、平時から住民情報及び家屋情報のデータのひも付けを行い、体制を整備しておくことは、迅速な被災者支援を実現するために、重要であると考える。

以上のことから、被災者生活再建支援システムを導入するに当たり、個人情報を本人以外のものから収集することは、罹災証明書の早期発行や被災者に対する公的支援の迅速かつ効果的な実施に資すると考えられるため、妥当なものと認められる。

なお、個人情報を本人以外のものから収集したときは、その旨を本人に通知しなければならないが、本件は、通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても選択する余地はないと考えられることにより、本人宛て通知の省略が認められているが、より適切に個人情報を取り扱うものとして、東京都から家屋情報を収集することにつき、広く周知するよう努められたい。